

第 1 条 **常陽 JWEBOFFICE 融資サービス**の内容等

1 **常陽 JWEBOFFICE 融資サービス**の内容

- (1) **JWEBOFFICE 融資サービス**（以下、「本サービス」という。）とは、**JWEBOFFICE** 所定の画面から次の取引ができるサービスをいいます。
- ①「借入明細照会」取引（第 4 条に定めます。）
 - ②「計算書・返済予定表照会」取引（第 4 条に定めます。）
 - ③「当座貸越（専用）借入申込」取引（第 5 条に定めます。）
- (2) 本サービスにおいては、本条第 1 項で定める取引を選択して利用することができます。ただし、「借入明細照会」取引および「計算書・返済予定表照会」取引は同時に利用するものとし、いずれか一方のみを利用することはできません。
- (3) 「借入明細照会」取引および「計算書・返済予定表照会」取引を利用する場合、ウェブ上で利用の申込みをするものとし、当行が当該申込みを承諾した時点で、これらの取引の利用契約が成立するものとします。なお、「計算書・返済予定表照会」取引を利用する場合、利用契約の締結以降は、帳票形式の計算書や返済予定表等は郵送されませんので注意してください。
- (4) 「当座貸越（専用）借入申込」取引を利用する場合、当行と当座貸越(専用口座)約定書を書面により締結する必要があります。当座貸越(専用口座)約定書の締結にあたっては当行所定の審査があります。

2 利用資格者・利用者

本サービスの利用申込みは、当行と融資取引のある**JWEBOFFICE**ご契約者（以下、「お客様」という。）に限り行うことができます。

また、本サービスの取引ができる利用者（お客様の担当者）は、届出された**JWEBOFFICE**の利用者のうち、お客様が本サービスの利用権限を設定した利用者に限ります。

3 利用可能日・利用可能時間

本サービスは **JWEBOFFICE** の利用可能日・利用可能時間に利用できます。

4 利用料金

本サービスは無料で利用できます。ただし、「当座貸越（専用）借入申込」取引にかかる利息は別途お支払いください。

第 2 条 利用申込等

1 利用申込

- (1) 「借入明細照会」取引および「計算書・返済予定表照会」取引をご希望のお客様は、本規定の内容を承諾したうえで、次の方法により利用申込手続きを行ってください。
- ①**JWEBOFFICE** の所定画面（以下、「**JWEB** 内申込」といいます。）からの利用申込
 - ②当行ホームページ内に掲載する **JWEBOFFICE** 申込専用ページ（以下、「申込ページ」といいます。）から届け出、および、申込ページから印刷した「確認書」を当行へ提出（以下、申込ページからの届け出および確認書の提出を合わせて「**WEB** 申込」といいます。）することによる利用申込
 - ③**JWEBOFFICE** 融資サービス利用申込書（以下、「利用申込書」という。）を当行へ提出することによる利用申込
- (2) 「当座貸越（専用）借入申込」取引をご希望のお客様は、本規定の内容を承諾したうえで、次の方法により利用申込手続きを行ってください。
- ①**WEB** 申込による利用申込
 - ②利用申込書を当行へ提出することによる利用申込

2 申込受付結果の通知等

「借入明細照会」取引および「計算書・返済予定表照会」取引について、当行における利用申込受付登録が完了した場合、JWEBOFFICE のサービス管理責任者の届出メールアドレスへのメール、および JWEBOFFICE のセキュアメッセージによりお知らせします。かかるお知らせの送信をもって、当行が、お客様の「借入明細照会」取引および「計算書・返済予定表照会」取引の利用申込を承諾したものとします。

「当座貸越（専用）借入申込」取引について、当行における審査が完了し、当行における利用申込受付登録が完了した場合、JWEBOFFICE のサービス管理責任者の届出メールアドレスへのメール、および JWEBOFFICE のセキュアメッセージによりお知らせします。かかるお知らせの送信をもって、当行が、お客様の「当座貸越（専用）借入申込」取引の利用申込を承諾したものとします。

3 利用開始日

「借入明細照会」取引および「計算書・返済予定表照会」取引の利用開始日は、当行からお客様へメールおよびセキュアメッセージが送信された日となります。また、「当座貸越（専用）借入申込」取引の利用開始日は、当行とお客様との間で当座貸越（専用口座）約定書を締結した日となります。

第3条 取引の依頼

1 取引の依頼方法

お客様は、第1条2項に定める利用者を通じて本サービスにかかる取引を実施することができます。

本サービスによる取引の依頼は、当行所定の本人確認を経て、お客様の利用者が取引に必要な所定事項を、インターネット上の所定画面の所定ボタンをクリックするなど、当行の指定する方法により正確に当行に伝達することで行うものとします。

2 依頼内容の確定

- (1) 当行が本サービスによる各種取引の依頼を受付するにあたって、当行はお客様に依頼内容を確認しますので、その内容が正しい場合には、インターネット上の所定画面の所定ボタン等をクリックするなど当行所定の方法により、確認した旨を当行に回答してください。当行は、この回答が当行所定の時間内に行われ、かつお客様からの回答を受信した時点で、当該取引の依頼内容が確定したものとみなします。当行がこの回答を確認時間内に受信しなかった場合には、当行からその旨を伝達しますので再度やり直してください。
- (2) 本項第1号により依頼内容が確定した後、当行は依頼内容に基づく所定の手続きを行います。

第4条 借入明細照会および計算書・返済予定表照会の取引

1 取引の内容

「借入明細照会」取引および「計算書・返済予定表照会」取引においては、お客様の融資取引にかかる借入残高および借入明細、借入実行時の計算書、借入金返済予定表等の情報（以下、これらの情報を「照会情報」とう。）の提供を、当行所定の方法・範囲に従い受けることができます。

2 照会情報の基準日

照会情報は、第3条第2項第1号により依頼内容が確定した時点で、お客様が所定の画面で指定した基準日時点の照会情報が提供されます。なお、提供される照会情報は必ずしも最新の情報とは限りませんので注意してください。

第5条 当座貸越（専用）借入申込の取引

1 取引の内容

「当座貸越（専用）借入申込」取引においては、お客様が当座貸越（専用口座）約定書に基づき開設済みの当座貸越専用口座からの借入の申込みをすることができます。

2 取引の実施日

- (1) 「当座貸越（専用）借入申込」取引において、借入申込にかかる借入日は申込日の3営業日以降の営業日を

指定するものとします。

- (2) お客様は「当座貸越（専用）借入申込」取引の実施後、申込受付状況を所定の画面で確認することができます。なお、当行は借入申込の受付後、当行所定の方法によりお客様へ借入申込を受付した旨をお知らせします。

第6条 届出事項の変更等

1 届出事項の変更

本サービスにおいて当行に届け出た事項に変更が生じたときには、WEB 申込または利用申込書に所定の事項を入力または記載し、当行に届け出てください。

2 変更登録前の手続

届出事項の変更を当行に通知した後、届出事項の変更が登録されるまでに旧届出事項に従って当行が実施した手続によりお客様に生じた損害について、当行は責任を負いません。

第7条 解約

1 JWEOFFICE 解約に伴う解約

JWEOFFICE の契約を解約した場合またはその契約期間が満了した場合は、同時に本サービスの契約も解約となります。

2 本サービスのみの解約

お客様が本サービスのみを解約する場合は、WEB 申込または利用申込書に所定の事項を入力または記載し、解約手続を行うものとします。

第8条 免責事項

1 「借入明細照会」取引および「計算書・返済予定表照会」取引にかかる免責事項

「借入明細照会」取引および「計算書・返済予定表照会」取引において、お客様からの依頼内容に基づき当行から通知した照会情報について、通知後に変更があった場合、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。

2 「当座貸越（専用）借入申込」取引にかかる免責事項

- (1) 「当座貸越（専用）借入申込」取引において、当行が当座貸越（専用口座）約定書等で定める条件と異なる内容の借入申込を受付した場合、当行は当該借入申込に基づく借入の実行義務を負いません。
- (2) 当行が本サービスの通知用メールアドレスに送信した電子メールに、通信障害その他の理由による未着・延着が発生した場合であっても、通常到達すべきときに到着したものとみなします。これらの未着・延着によって生じた損害について、当行は責任を負いません。

第9条 関係規定の適用・準用

本規定に定めのない事項については、常陽 JWEOFFICE 利用規定の各条項により、「当座貸越（専用）借入申込」取引については、これに加えて当座貸越（専用口座）約定書およびこれに付随する当座貸越変更契約証書や覚書により取り扱うものとします。

第10条 本サービス内容または本規定の変更

1 変更の告知

当行は、本サービスまたは本規定の内容を、お客様に予告することなく何時でも任意に変更できるものとします。かかる変更内容は、事前に相当な期間をもって当行ホームページ上に掲載する等、当行所定の方法によ

りお客様に告知いたします。

2 変更内容等

前項のとおり変更内容をお客様に告知した場合、本サービスまたは本規定の内容変更後にお客様が本サービスを利用したときは、変更後の内容を了解したものとみなします。かかる変更により万一お客様に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

第 11 条 本サービスの廃止

当行は、契約期間内であっても本サービスを廃止できることとします。かかる場合は、事前に相当な期間をもって当行ホームページ上に掲載する等、当行所定の方法によりお客様に告知いたします。

第 12 条 契約期間

本サービスの当初契約期間は申込日から 1 年間とし、契約期間満了までにお客様または当行から解約を申し出ないかぎり、本サービスは期間満了後の翌日から 1 年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

以上